

## 介護福祉士国家試験の受験機会の拡大（概要）

－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：塩野宏）に諮り、その意見を踏まえて、平成 19 年 8 月 6 日、厚生労働省に対しあっせんします。

### （行政相談の要旨）

私は身体障害者更生援護施設に勤務しており、介護福祉士国家試験の受験を希望しているが、勤務先には、介護福祉士、社会福祉士等の国家試験の受験希望職員が多数いる。これら国家試験は、年 1 回、それぞれ同一の日に行われることから、試験日は受験のために多くの職員が職場を離れることになり、施設が出勤者を確保する都合から、私は、何年間も受験できず、困っている。介護福祉士国家試験を複数回実施し、受験機会を増やしてほしい。

### （行政評価局の調査結果）

- 介護福祉士国家試験の概要（根拠法：社会福祉士及び介護福祉士法） → 昭和 63 年度に創設
  - ・ 受験対象者 → 3 年以上介護等の業務に従事した者（実務経験ルート）と福祉系高校の卒業者
  - ・ 試験実施回数 → 法第 40 条は「毎年 1 回以上」と規定。現在は、年 1 回、1 次試験（筆記）及び 2 次試験（実技）を実施。1 次試験は社会福祉士及び精神保健福祉士と同一の日に実施
  - ・ 試験地 → 19 都道府県（2 次試験は 12 都道府県）
- 現 状
  - ① 受験者は増加傾向が顕著：平成元年：11,973 人 → 11 年：41,325 人 → 19 年：145,946 人  
国家試験受験者の 94%（平成 19 年：137,081 人/145,946 人）は実務経験ルート
  - ② 試験を複数回実施することを要望する行政相談が 8 件。また、8 社会福祉施設を調査した結果、施設及び受験希望者の多くは試験を複数回実施することを要望
    - ・ 試験日における勤務体制がひっ迫 → 8 施設のうち 3 施設
    - ・ 試験の複数回実施を要望 → 8 施設のうち 7 施設。43 人の受験希望者のうち 29 人（8 施設に勤務）
    - ・ 試験地の増加を要望 → " 4 施設。 " 18 人（ " ）
  - ③ 要介護認定者数は近年大幅に増加。今後もその傾向が続くとみられ、介護職員の量的確保が大きな課題【要介護認定者数等の動向（平成 12 年度 → 17 年度）】（厚生労働省）
    - ・ 要介護認定者：平成 12 年度 256 万人 → 17 年度 432 万人 ⇒ 1.7 倍に急増
    - ・ 介護保険事業のサービス受給者： " 184 万人 → " 338 万人 ⇒ 1.8 倍に急増
 【要介護認定者、介護職員の将来推計（平成 16 年 → 26 年）】（厚生労働省）
    - ・ 要介護認定者：平成 16 年 410 万人 → 26 年 640 万人 ⇒ 1.6 倍
    - ・ 介護職員の必要者数： " 100 万人 → " 156 万人 ⇒ 1.6 倍
  - ④ 上記③のほか、介護福祉士の資格取得方法の一元化等に伴い、更に受験希望者は増加する見込み
    - ・ 養成施設卒業者も国家試験を受験する仕組みとする法律改正案（平成 19 年 3 月国会提出 → 継続審議）
    - ・ 「介護職員については、将来的には、任用資格は『介護福祉士』を基本とすべき」（平成 16 年 7 月 30 日 社会保障審議会介護保険部会）との意見（介護保険事業等に従事する介護福祉士の割合 → 23.8%）
  - ⑤ 52 国家試験（厚生労働省所管）のうち、年 2 回以上実施しているもの → 17 試験（32.7%）
    - ・ 介護福祉士国家試験の受験者数は、52 試験のうち最多

### （推進会議の検討結果）



厚生労働省は、介護福祉士の確保・育成を推進する観点から、試験の実施回数や試験実施都道府県数を増やすなど、受験機会の拡大が必要

### （あっせん要旨）



試験実施にかかるコスト増に伴う受験料への影響や試験の質の確保についても十分勘案した上で、試験の実施回数や試験実施都道府県数を増やすなど、受験機会の拡大について検討することが必要

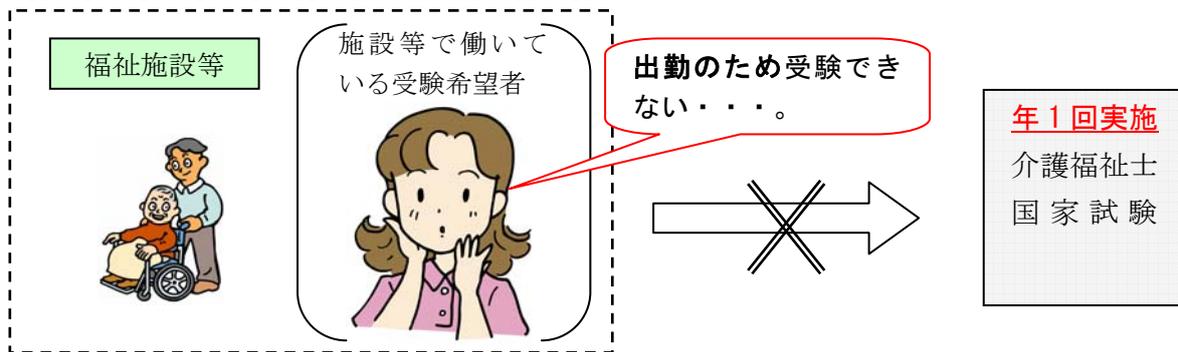
# 介護福祉士国家試験の受験機会の拡大

## 現 状

### 【介護福祉士国家試験の試験実施状況】

- ・ 実施回数・・・毎年1回、試験地・・・19都道府県
- ・ 国家試験受験者数は年々増加。受験者の94%は、実務経験ルート（平成19年試験：137,081人/145,946人）

- ◇ 苦情の発生：試験日は受験のため多くの職員が職場を離れることになり、出勤者を確保する都合から何年間も受験できず困っている。→相談件数：8件
- ◇ 試験を複数回実施することを要望する施設、受験希望者が多い。（8施設を調査した結果）
  - ・ 8施設のうち、7施設が要望
  - ・ 43人の受験希望者のうち29人が要望（他の14人は意見無し）

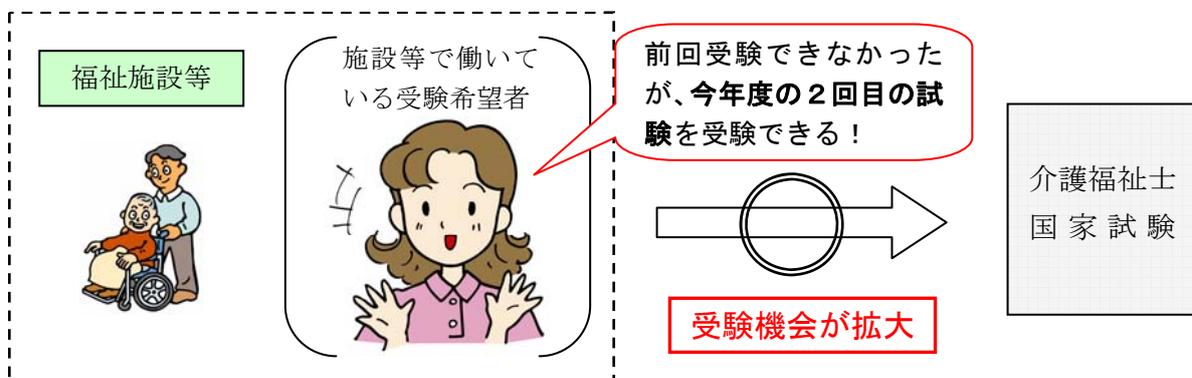


- ◇ 今後、要介護認定者数が大幅に増加することに伴い、介護職員の量的確保が大きな課題
  - ・ 要介護認定者、介護職員の将来推計（厚生労働省：平成16年と26年の対比）  
要介護認定者：平成16年410万人 → 26年640万人  
介護職員の必要者数：" 100万人 → " 156万人
  - ・ 「介護職員については、まず、資格要件の観点からは、将来的には、任用資格は『介護福祉士』を基本とすべき」とする意見（平成16年7月30日社会保障審議会介護保険部会）
- 受験希望者は、更に増加する見込み。

## 改善策 (あっせん内容)

介護福祉士の確保・育成を推進する観点から、介護福祉士国家試験について、試験の実施回数や試験実施都道府県数を増やすなど受験機会の拡大について検討することが必要

### 1年間に試験が複数回実施されると・・・



## 改善効果

介護福祉士の確保・育成等の推進



# 資料 3

## 介護福祉士及び介護福祉士国家試験の現況

### ① 介護福祉士資格の取得方法別登録者数

平成18年の介護福祉士の登録者 → 80,807人。そのうち、国家試験合格者は、75.5%

- ・ 国家試験合格者 → 60,992人 (75.5%)
- ・ 養成施設卒業者 → 19,815人 (24.5%)

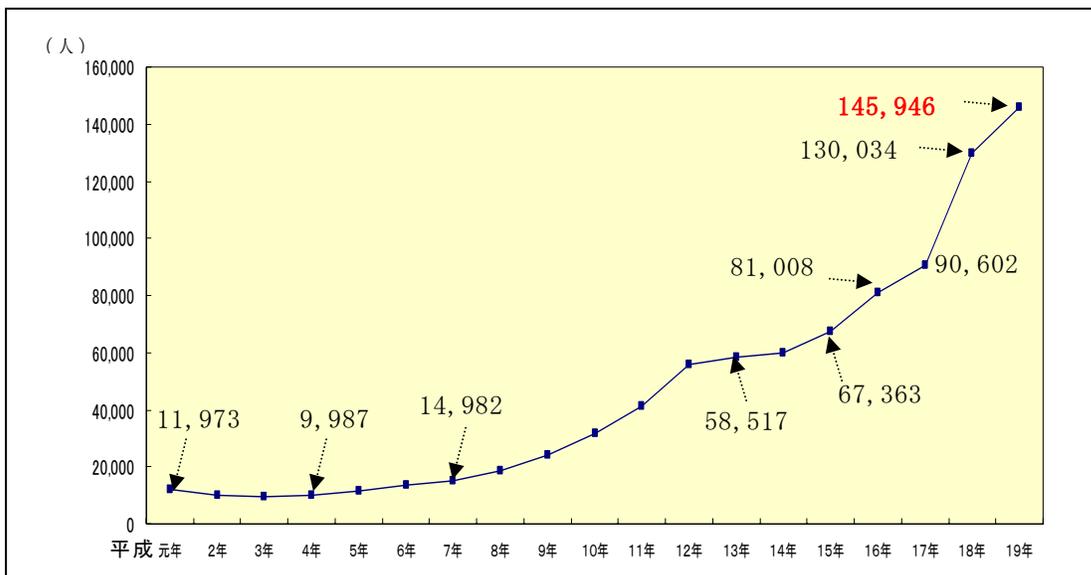
(注) 介護福祉士試験合格者が介護福祉士となるためには、介護福祉士登録簿に氏名、生年月日等を登録（登録事務は（財）社会福祉振興・試験センターが実施）

### ② 介護福祉士国家試験の受験者数の推移

受験者数は年々増加、平成18年は17年に比して約1.4倍の約13万人

平成19年は約14万6千人

介護福祉士国家試験の受験者数の推移



(注) 「社会福祉士及び介護福祉士国家試験の合格発表について」(厚生労働省)に基づき作成した。

### ③ 介護福祉士国家試験の受験資格別受験者数 (平成19年)

区分	人数	全体に占める割合
実務経験ルート	137,081人	93.9%
社会福祉施設職員	57,049人	39.1%
訪問介護員	46,228人	31.7%
介護老人保健施設職員	15,610人	10.7%
医療機関職員	15,631人	10.7%
その他	2,563人	1.8%
福祉系高校ルート	8,865人	6.1%
合計	145,946人	100.0%

(注) 「社会福祉士及び介護福祉士国家試験の合格発表について」(厚生労働省)に基づき作成した。

## 資料 4

### 介護福祉士国家試験を巡る課題・問題点

#### ① 苦情の全国的発生

- 当局の行政相談受理実績：8件（平成16年度～18年度、6県）
- 相談内容：介護福祉士、社会福祉士及び精神保健福祉士の国家試験は年1回、同じ日にしか行われていないため、当日は一度に多くの職員が職場を離れることになり、出勤者を確保する都合から受験が困難。試験の複数回実施を要望

【平成19年国家試験受験者数】

介護福祉士：145,946人、社会福祉士：45,022人、精神保健福祉士：7,434人

#### ② 社会福祉施設調査結果（当局が8介護老人福祉施設を実地調査した結果）

##### ○ 試験日における勤務体制

調査した8施設中3施設では、試験の受験予定者が多く、通常の日曜日と比較して試験日の出勤可能人数が少ない状態であるなど、試験日における勤務体制がひっ迫

（具体例—平成19年試験の予定—）

（単位：人）

施設	入所者数	介護職員数	受験予定者数	試験当日（日曜日）の出勤可能人数	通常の日曜日の勤務体制（人数）
A	60	27	10	11	14～17
B	89	40	10	22	23～25
C	54	22	6	12（注）	12

（注）試験当日の出勤可能人数と通常の日曜日の勤務体制（人数）が同数であり、突然の職員の休暇等に対応する人員の余裕がない状態である。

##### ○ 意見・要望

- ・ 介護福祉士国家試験を複数回実施すること ⇒ 7施設が要望
- ・ 都道府県ごとに試験を実施すること ⇒ 4施設が要望

#### ③ 受験希望者の意見・要望（当局のアンケート調査《8施設43人が回答》の結果）

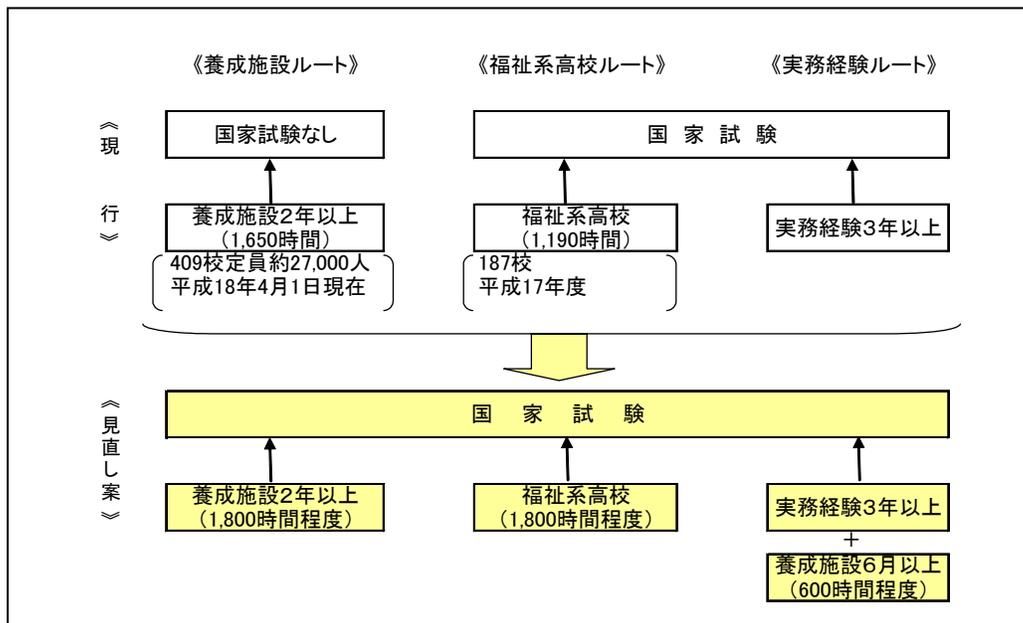
- ・ 介護福祉士国家試験を複数回実施すること ⇒ 29人（67.4%）が要望（他の14人は意見なし）
- ・ 都道府県ごとに試験を実施すること ⇒ 18人（41.9%）が要望

## 介護福祉士を取り巻く環境とその変化

### ① 介護福祉士の資格取得方法の一元化

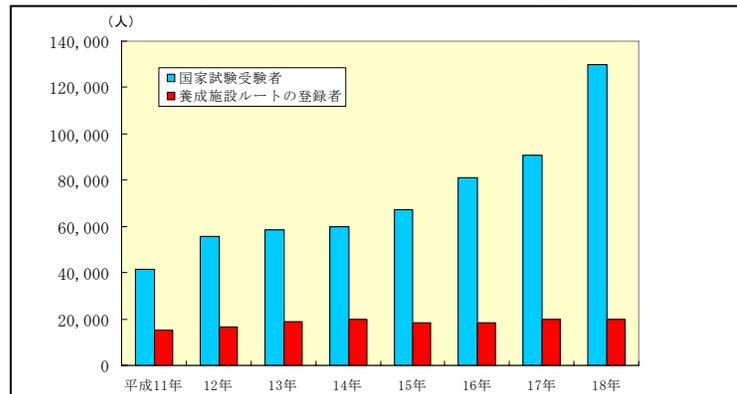
- 「資格を取得するためにはすべての者は国家試験を受験するという形で、資格取得方法の一元化を図るべき」（平成18年12月12日社会保障審議会福祉部会）  
の意見を踏まえ、厚生労働省は「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案」を平成19年3月に国会に提出（継続審議）
- 以上の意見を踏まえた法律内容の改正が実現すると、養成施設卒業者も国家試験を受験することとなる。

#### 改正の方向（案）



(注) 厚生労働省の資料に基づき作成した。

#### 国家試験受験者数及び養成施設ルートの登録者数の推移



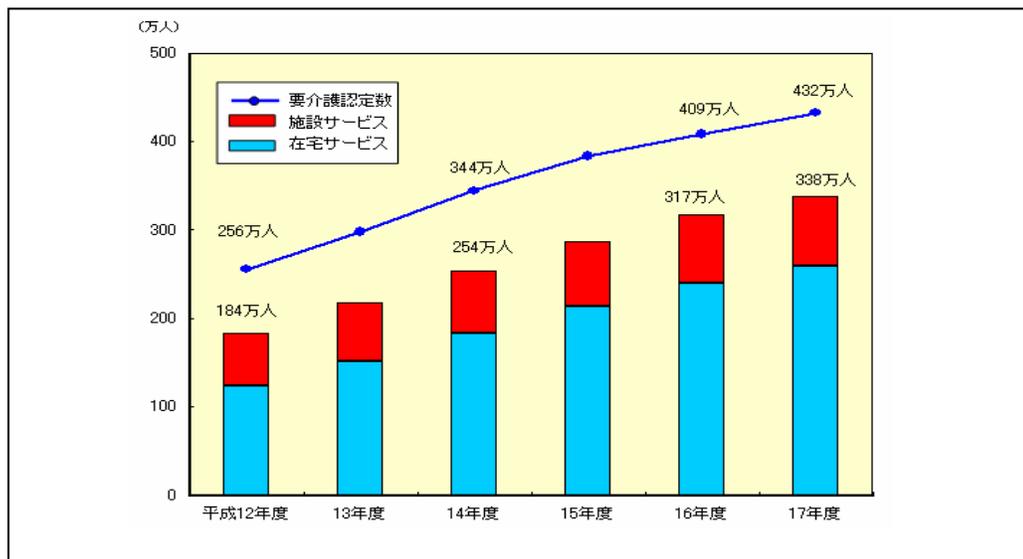
区分	平成11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
国家試験受験者数	41,325	55,853	58,517	59,943	67,363	81,008	90,602	130,034
養成施設ルートの登録者数	14,984	16,702	18,691	19,851	18,598	18,367	19,779	19,718

(注) 1 「介護福祉士国家試験等の状況について」（(財)社会福祉振興・試験センター）に基づき作成した。

2 登録者数は、各年の試験合格発表日から同年9月末現在までに登録した人数

- ② 要介護認定者数及び介護保険事業等における施設・在宅サービス受給者数の推移  
 要介護認定者数は平成12年度から17年度までの5年間で約1.7倍に増加し、介護保険事業における施設・在宅サービス受給者数も年々増加

要介護認定者数及び介護保険事業における施設・在宅サービス受給者数の推移



(注) 1 「介護保険事業状況報告(平成17年度)」(厚生労働省)に基づき作成した。  
 2 要介護認定者数は、各年度末現在のもの

③ 介護保険事業等に従事する介護福祉士の割合

介護保険事業の施設サービスに従事する介護職員の37.1%、在宅サービスに従事する介護職員の17.6%が介護福祉士 → 介護福祉士資格を有しない介護職員の方が多数

介護保険事業等に従事する介護福祉士の割合

(単位: 人)

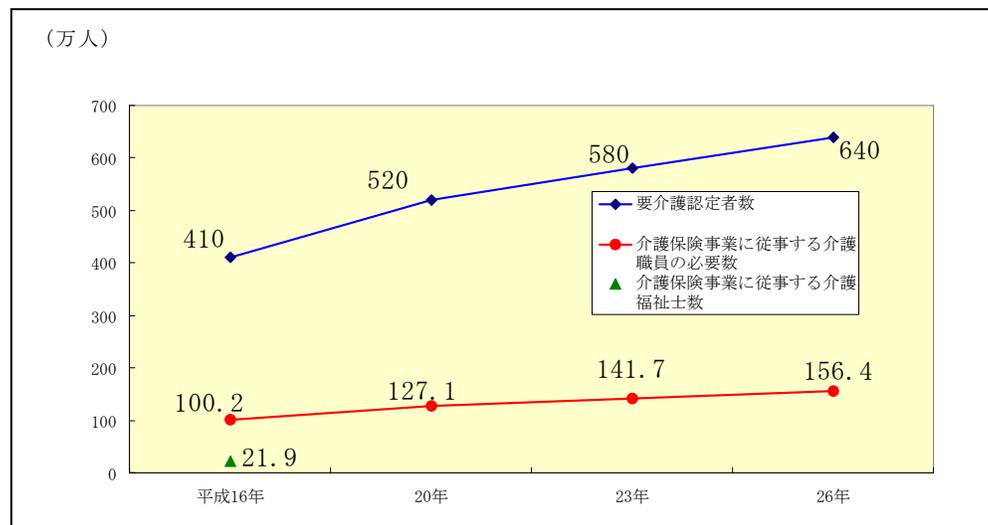
区分		介護職員数	介護福祉士	介護福祉士以外
介護保険事業	施設サービス	298,141	110,498 (37.1%)	187,643 (62.9%)
	在宅サービス	619,751	108,833 (17.6%)	510,918 (82.4%)
	計	917,892	219,331 (23.9%)	698,561 (76.1%)
介護保険事業以外	施設サービス	50,543	14,608 (28.9%)	35,935 (71.1%)
	在宅サービス	70,053	13,452 (19.2%)	56,601 (80.8%)
	計	120,596	28,060 (23.3%)	92,536 (76.7%)
合計		1,038,488	247,391 (23.8%)	791,097 (76.2%)

(注) 本表の「介護保険事業」については「介護サービス施設・事業所調査(平成16年度)」(厚生労働省)に基づき、また、「介護保険事業以外」については「社会福祉施設等調査(平成15年度)・(16年度)」(厚生労働省)に基づき作成した。

④ 要介護認定者数及び介護保険事業に従事する介護職員の必要数に関する将来推計  
(厚生労働省) (平成16年と26年との対比)

- 要介護認定者数は410万人から640万人と約1.6倍に急増、これに伴い、介護職員の必要数は100万人から156万人と急増
- 平成16年現在、介護保険事業に従事する介護福祉士数は約22万人であるが、「介護職員の任用資格については、将来的には介護福祉士を基本とすべき」(平成16年7月30日社会保障審議会介護保険部会)との意見が出されており、この意見を踏まえた上、今後、上記のように156万人の介護職員を確保するには、介護福祉士の量的確保が大きな課題

要介護認定者数及び介護保険事業に従事する介護職員の必要数に関する将来推計



(注) 「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」(厚生労働省)に基づき作成した。

## 他の国家資格の試験実施状況（厚生労働省所管・平成17年度）

- ・ 52国家試験のうち、年2回以上試験を実施しているものは17試験（32.7%）
- ・ 介護福祉士国家試験の受験者数は、52試験のうち最多

## 厚生労働省所管国家試験の実施状況（平成17年度）

実施回数	試験数	試験の例	
		構成比	
年1回	35	67.3%	看護師、社会保険労務士、保育士等
年2回以上	17	32.7%	—
年2回	8	15.4%	美容師、理容師等
年3回	1	1.9%	ボイラー整備士
年4～10回	4	7.7%	1級ボイラー技士、潜水士、エックス線作業主任者等
年11回以上	4	7.7%	第一種衛生管理者、2級ボイラー技士、クレーン運転士等
合計	52	100.0%	—

（注）厚生労働省ホームページ、（財）安全衛生技術試験協会ホームページ等に基づき作成した。

（参考）年2回以上実施されている試験の例（平成17年度）

資格名	実施回数	受験者数（人）	受験手数料
美容師	年2回	45,824	【筆記・実技】 22,600
理容師	年2回	4,676	【筆記・実技】 22,600
ボイラー整備士	年3回	3,397	8,300
1級ボイラー技士	年8回	10,691	8,300
第一種衛生管理者	年32回	48,068	8,300

（注）厚生労働省ホームページ、（財）安全衛生技術試験協会ホームページ等に基づき作成した。

## 〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申し出られた行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和 62 年 12 月発足）

会議のメンバーは、次のとおり。

- |        |    |                               |
|--------|----|-------------------------------|
| （座長）塩野 | 宏  | 東亜大学大学院総合学術研究科教授・東京大学<br>名誉教授 |
| 大森     | 政輔 | 元内閣法制局長官                      |
| 大森     | 彌  | 東京大学名誉教授                      |
| 加賀美    | 幸子 | 千葉市女性センター名誉館長                 |
| 加藤     | 陸美 | （社）全国国民年金福祉協会連合会理事長           |
| 田村     | 新次 | 中日新聞社本社参与                     |
| 堀田     | 力  | さわやか福祉財団理事長、弁護士               |

### 行政苦情救済推進会議での主な意見

厚生労働省は、介護福祉士の確保・育成を推進する観点から、介護福祉士国家試験について、試験の実施回数や試験実施都道府県数を増やすなど、受験機会を拡大することが必要